

日高中部消防組合火災予防規則

(平成 18 年 11 月 1 日 規則第 19 号)

改正 平成 22 年 3 月 10 日 規則第 2 号
平成 22 年 5 月 25 日 規則第 3 号
平成 24 年 7 月 10 日 規則第 2 号
平成 26 年 3 月 10 日 規則第 3 号
平成 30 年 7 月 2 日 規則第 1 号
令和 3 年 3 月 25 日 規則第 5 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号以下「法」という。）及び日高中部消防組合火災予防条例（昭和 61 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(立入証票等)

第 2 条 法第 4 条第 2 項及び第 16 条の 5 第 3 項並びに第 34 条第 2 項の規定により消防職員が関係者に示さなければならない証票は別記第 1 号様式のとおりとする。

2 法第 28 条第 1 項の規定により命令で定められた者の警戒区域（火災以外の災害も含む。）立入りに関する証票は別記第 2 号様式のとおりとする。

(火災通報場所)

第 3 条 法第 24 条第 1 項の規定により、火災を発見した者の通報する場所を次のとおり指定する。

日高中部消防組合消防署

新ひだか町静内こうせい町 2 丁目 1 番 1 号

日高中部消防組合消防署東静内分遣所

新ひだか町東静内 62 番地の 2

日高中部消防組合消防署春立分遣所

新ひだか町静内春立 155 番地の 2

日高中部消防組合消防署新冠支署

新冠町字中央町 5 番地の 3

日高中部消防組合消防署三石支署

新ひだか町三石東蓬莱 10 番地の 1

(裸火等の使用届出)

第 4 条 条例第 23 条 1 項ただし書きにより上演のため裸火、危険物品等を使用しようとするときは、別紙第 3 号様式により、消防長に届け出て承認を得なければならない。

(標識の規格)

第 5 条 条例の定める標識の規格は別表のとおりとする。

(届出の様式)

第6条 次の各号に掲げる届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし第8号及び第11号の届出については、電話または口頭によることができる。

- (1) 条例第41条第3項による教育担当者の選任及び解任の届出書 別記第4号様式
- (1)の2 条例第49条の3第2項による火災予防上必要な業務に関する計画提出書 別記第4号の2様式
- (2) 条例第50条による防火対象物使用開始届出書 別記第5号様式
- (3) 条例第50条第2項による防火対象物廃止(休止・除去)届出書 別記第5号の2様式
- (4) 条例第51条第1号から第8号の2までの炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機 別記第6号様式
- (5) 条例第51条第9号から第13号までの急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備 別記第7号様式
- (6) 条例第51条第14号によるネオン管灯設備設置届出書 別記第8号様式
- (7) 条例第51条第15号による水素ガスを充填する気球の設置届出書 別記第9号様式
- (8) 条例第52条第1号による火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書 別記第10号様式
- (9) 条例第52条第2号による煙火打上げ、仕掛け届出書 別記第11号様式
- (10) 条例第52条第3号による催物開催届出書 別記第12号様式
- (11) 条例第52条第4号による水道断減水届出書 別記第13号様式
- (12) 条例第52条第5号による道路工事届出書 別記第14号様式
- (12)の2 条例第52条第9号による露店等の開設届出書 別記第14号の2様式
- (13) 条例第52条の2による指定洞道等届出書 別記第15号様式
- (14) 条例第53条による少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書 別記第16号様式
- (15) 条例第53条第2項による少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書 別記第17号様式
- (16) 条例第54条による水張・水圧検査申請書 別記第18号様式

(水張・水圧検査済証の交付)

第7条 消防長(消防署長)は、条例第54条による検査の結果、関係規定に適合していると認めるときは、別記第19号様式のタンク検査済証を交付する。

(届出書等の提出部数及び届出済等の印)

第8条 この規則の定めるところにより届出を行う者は、当該様式による届出書2通を消防長に提出するものとする。

- 2 前項の届出書を受理したときは、消防長において必要な調査を行い支障がないと認めるときは、その1通に届出済または承認済の印(別記第20号様式)を押印して届出者に交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第9条 条例第55条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、16項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第55条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第10条 条例第55条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、日高中部消防組合のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年3月10日から施行する。（対象物の休止・廃止届出書）

附 則（平成22年規則第3号）

この規則は、平成22年5月25日から施行する。（届出済 受付印の変更）

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。（急速充電設備）

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。（第6条（1）の2、(12)の2追加）

附 則（平成30年規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。（違反对象物公表制度の追加）

附 則（令和3年規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。（第7号様式に急速充電設備追加）